

砺波地域障害者自立支援協議会運営ガイドライン

令和6年6月

砺波市社会福祉課・小矢部市社会福祉課・南砺市福祉課

目次

はじめに	1 頁
協議会の各会議とその役割など	2 頁
1 本会議	2 頁
2 運営会議	6 頁
3 専門部会等	8 頁
① 障害児部会	8 頁
② 就労支援部会	9 頁
③ 地域生活支援部会	10 頁
④ 相談支援事業所連絡会	10 頁
⑤ サービス事業所連絡会	11 頁
⑥ 当事者委員会	11 頁
⑦ 権利擁護・虐待防止委員会	11 頁
⑧ 障害者差別解消支援委員会	12 頁
4 ネットワーク体制	16 頁
砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱	17 頁
砺波地域障害者自立支援協議会専門部会等設置要綱	20 頁
部会・委員会・連絡会開催報告書	23 頁
令和 年度 活動実績報告書	24 頁
令和 年度 活動計画報告書	25 頁

はじめに

砺波市、小矢部市及び南砺市（以下、「砺波地域」という。）は、障害児者及びその家族（以下「障害者等」という。）の支援に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、砺波地域における良好な支援体制の整備を行いますため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を平成19年10月に設置しています。

協議会は、障害のある方が地域で安心して生活するために、「人と人をつなぎ、地域の課題を地域で共有し、解決に向け地域で協働する場」です。障害福祉に関わる者に限らず、保健、医療、教育、就労、当事者、地域住民などのあらゆる方が、地域づくりのために協議し取り組みます。

このガイドラインは、協議会の機能や運営の方法など、共通で認識しておくべき内容について整理するものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（協議会）

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

協議会の各会議とその役割など

1 本会議

(1) 協議内容

本会議は、地域の課題について、関係者が情報共有及び協議する場です。

協議会の所掌事項に関する計画、実績、方向性について協議・確認します。運営会議や専門部会等で協議された事項や提案等について、協議会全体として意思確認を行います。そして、具体的に地域として取り組んだり、市へ提案したりします。

(2) 所掌事項…砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第2条に規定する事項を所掌し、砺波地域の市長へ地域課題等を報告します。

- ① 障害者等の支援体制における地域課題の把握及び解決策の検討に関すること。
- ② 障害者等の支援における困難事例への対応に関すること。
- ③ 関係機関の連絡調整及び連携等のネットワークの構築に関すること。
- ④ 関係機関や支援者の研修の企画及び運営に関すること。
- ⑤ 委託相談支援事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
- ⑥ 障害者の権利擁護に関すること。
- ⑦ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- ⑧ 砺波圏域の地域生活支援拠点等整備事業の運用状況の検証及び検討に関すること。
- ⑨ その他砺波地域及び協議会が必要と認めた事項に関すること。

(3) 委員…設置要綱第3条に規定する関係機関等の代表者レベルが中心となり、25人以内で組織します。任期は、設置要綱第4条に2年と規定しています。

- ① 障害福祉に関する相談支援事業者
- ② 障害福祉サービス事業者
- ③ 保健・医療関係者
- ④ 教育・雇用関係機関に所属する者
- ⑤ 企業関係者
- ⑥ 障害者関係団体
- ⑦ 学識経験者
- ⑧ 民生委員児童委員
- ⑨ 福祉関係団体
- ⑩ その他、会長が必要と認める者

(4) 委員例（令和6年度の例、任期R5.4.1～R7.3.31）

職 種	所 属	役 職	確 認
学識経験者	富山福祉短期大学	教 授	事務局担当市
企業関係者	(株) ヨシケイライフスタイル	常務取締役	砺波市

	小矢部市商工会	事務局長	小矢部市
	南砺市商工会	福光事務所長	南砺市
保健・医療関係	富山県砺波厚生センター	所 長	事務局担当市
	市立砺波総合病院	地域医療看護科長	砺波市
	(独) 国立病院機構北陸病院	第1 神経科医長	南砺市
教育・雇用関係	富山県立となみ総合支援学校	校 長	砺波市
	ハローワーク砺波	所 長	砺波市
福祉関係団体	(福) 砺波市社会福祉協議会	会 長	砺波市
	(福) 小矢部市社会福祉協議会	会 長	小矢部市
	(福) 南砺市社会福祉協議会	会 長	南砺市
民生委員児童委員	砺波市民生委員児童委員協議会	会 長	砺波市
障害者関係団体	小矢部市身体障害者協会	名誉会長	小矢部市
	手をつなぐ育成会となみ地域連合会	会 長	事務局担当市
障害福祉サービス事業者	(福) 湊明会	常務理事	小矢部市
	(福) マーシ園	統括施設長	南砺市
	(福) 手をつなぐとなみ野	常務理事	小矢部市
指定相談支援事業者	障がい者サポートセンターきらり	常務理事	砺波市
	地域活動支援センターとなみ野	管理者	砺波市
	地域活動支援センターひまわり	施設長	小矢部市
	わくわく小矢部相談支援事業所	管理者	小矢部市
	相談支援センターあい	所 長	南砺市
会長が必要と認める者	砺波圏域障害者基幹相談支援センター	センター長	事務局担当市
【事務局】			
市担当課	砺波市福祉市民部社会福祉課	課 長	事務局担当市
	砺波市福祉市民部社会福祉課	係 長	事務局担当市
	小矢部市民生部社会福祉課	課 長	事務局担当市
	小矢部市民生部社会福祉課	課長補佐	事務局担当市
	南砺市地域包括医療ケア部福祉課	課 長	事務局担当市
	南砺市地域包括医療ケア部福祉課	係 長	事務局担当市

(5) 委嘱

委員の委嘱は、任期満了の場合、3 市市長の連名で行います。異動等で退任された場合、後任の方が残任期間を受け持ってもらいます。

委員の確認は、任期切れ、異動等より毎年行います。確認は、富山福祉短大を除き、原則として関係機関所在の市が行います。

(6) 会長・副会長（2 年任期）

年度	会長	副会長
----	----	-----

～R4	砺波厚生センター所長	相談支援センターあい所長
R5、R6	マーシ園統括施設長（R5.6理事長就任）	地域活動支援センターとなみ野施設長
R7、R8	未定	未定

※ 副会長は、慣例により事務局担当市に所在する指定特定相談支援事業所の管理者等を選任しています。市の事業所が複数の場合は、次に事務局担当市が回ってきた時に、選任されていない事業所の管理者等を選任して、交代で副会長を担っていただきます。

(7) 本会議参加者

- ① 委員
- ② 事務局
- ③ 説明員（部会長、連絡会・委員会庶務）
- ④ 運営会議委員
- ⑤ 傍聴者

(8) 開催

年1回を原則とし、必要に応じて行います。

- ① 開催予定：5月下旬
- ② 開催準備
 - a 2月頃 資料作成依頼（本年度活動実績・次年度活動計画、本年度決算見込及び次年度予算）
 - b 3月下旬 委員等確認（部会長及び庶務）
 - c 4月中旬 3市及び基幹打合せ（3市障害福祉担当課長会議）
 - d 4月下旬 資料原稿締め切り
 - e 5月中旬 運営会議
 - f 5月下旬 本会議

③ 開催案内

事務局担当市が行います。

改選時は、会長が不在のため3市市長名で案内する。会長選任後は、会長名で案内します。必要な場合、派遣通知を当該委員の所属長に送付します。

(9) 協議事項例

- ① 報告事項
 - a 前年度活動実績及び本年度活動計画の報告について
 - b 協議会費用前年度決算及び本年度予算案について
 - c 基幹相談支援センター前年度事業報告及び本年度事業計画について
- ② 協議事項
 - a 協議会設置要綱の一部改正について
 - b 地域生活支援拠点等の運用状況の検証について
- ③ その他事項
 - a 本年度障害者就労施設等からの物品等調達推進方針及び前年度調達実績について

(10) 報告

本会議終了後、前年度に把握した地域課題及び協議した対策案等を会長名で砺波地域の市長へ報告します。(令和6年度設置要綱改正、令和7年度執行予定)

(11) 事務局

- ① 運営：砺波地域担当課長
- ② 庶務：協議会事務局担当市（2年交代）
- ③ 事務内容
 - a 委員委嘱
 - ア 委嘱者：3市市長
 - イ 委嘱事務：事務局担当市（委員確認、委嘱書作成・交付）
 - b 本会議
 - ア 司会：事務局担当市係長等
 - イ 次第作成：事務局担当市
 - ウ 資料作成：基幹相談支援センター
 - エ 開催通知：委員（事務局担当市）、その他（基幹相談支援センター）
 - C 協議会予算管理：事務局担当市（予算見積、予算執行、決算）

事務局担当市

年度	事務局
R5	砺波市
R6	
R7	小矢部市
R8	
R9	南砺市
R10	
R11	砺波市
R12	
R13	小矢部市
R14	

2 運営会議

(1) 協議内容

協議会の運営に関して及び福祉を起点とする精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築を協議します。

多くの地域課題の中から最優先的に取り組むもの、中長期的に狙うものを決定します。協議する場合は、専門部会等の中から選択します。もし、適当な協議の場が無ければ新たな専門部会等を設置するなどの工夫をします。

(2) 所掌事項…設置要綱第7条第2項に規定する事項を所掌します。

- ① 地域課題とその対応に関すること。
- ② 専門部会等の調整に関すること。
- ③ 福祉を起点とする精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の協議に関すること。
- ④ 協議会全体の活動を評価し、そのあり方を検討し、運営体制の改善を調整すること。

(3) 委員…設置要綱第7条第3項に規定する行政と相談支援事業者を中心とした次のメンバーとします。

- ① 砺波地域担当課長及び職員
- ② 管轄厚生センター担当課長
- ③ 基幹相談支援センター
- ④ 障害児部会長、就労支援部会長、地域生活支援部会長
- ⑤ 障害児部会、就労支援部会、地域生活支援部会、相談支援事業所連絡会、サービス事業所連絡会、当事者委員会、権利擁護・虐待防止委員会、差別解消支援委員会の庶務を担当する基幹相談支援センター、委託相談支援事業者等

(4) 委員の確認

委員の確認は、毎年行います。専門部会長及び庶務は、基幹相談支援センターが行います。他の委員は、事務局担当市行います。

(5) 委員例（令和6年度の例、任期R5.4.1～R7.3.31）

所 属	役 職	摘 要
富山県砺波厚生センター	次長・保健予防課長	
富山県砺波厚生センター小矢部支所	地域健康課長	
砺波市福祉市民部 社会福祉課	課 長	
砺波市福祉市民部 社会福祉課	係 長	
小矢部市民生部 社会福祉課	課 長	
小矢部市民生部 社会福祉課	課長補佐	
南砺市地域包括医療ケア部 福祉課	課 長	
南砺市地域包括医療ケア部 福祉課	係 長	
砺波圏域障害者基幹相談支援センター	センター長	

砺波圏域障害者基幹相談支援センター	保 健 師	庶務
南砺市総合政策部こども家庭センター	副主幹	障害児部会長
ワークハウスとなみ野	サービス管理責任者	就労支援部会長
宿泊型自立訓練事業所 あすみる	サービス管理責任者	地域生活支援部会長
障がい者サポートセンターきらり	主任相談支援専門員	障害児部会庶務
地域活動支援センターとなみ野	相談支援専門員	就労支援部会庶務
相談支援センターあい	主任相談支援専門員	地域生活支援部会庶務
地域活動支援センターひまわり	相談支援専門員	当事者委員会庶務
わくわく小矢部相談支援事業所	主任相談支援専門員	当事者委員会庶務

(6) 開催

本会議の協議事項や提出書類等の調整をするため、本会議の前(概ね2週間前)に行うとともに、必要に応じて行います。また、8月頃、11月頃は、相談支援従事者初任者・現任研修における協議会を学ぶ場とします。

- ① 開催予定：5月中旬、8月頃、11月頃

(7) 協議事項例

- ① 5月中旬(本会議前)
- a 本会議(日時・場所、次第、報告等の内容、その他)について
 - b その他
- ② 8月頃
- a 部会・連絡会・委員会の活動状況及び今後の予定について
 - b 福祉を起点とする精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築について
 - c その他
- ③ 11月頃
- a 部会・連絡会・委員会の活動状況及び今後の予定について
 - b 日中サービス支援型グループホームの評価について
 - c その他

(8) 事務局

- ① 運営：事務局担当市
- ② 庶務：基幹相談支援センター
- ③ 事務内容
- a 司会：事務局担当市係長等
 - b 次第作成：事務局担当市
 - c 資料作成：基幹相談支援センター
 - d 開催通知：厚生センター・3市(事務局担当市)
部会長・庶務等(基幹相談支援センター)

3 専門部会等

(1) 設置

砺波地域は、設置要綱第8条の規定に基づき、(3)の専門部会、委員会、連絡会（以下「専門部会等」という。）を協議会に置きます。

(2) 所掌事項

専門部会等は砺波地域障害者自立支援協議会専門部会等設置要綱（以下「専門部会等設置要綱」という。）第2条に規定する事項を所掌します。

- ① 地域課題の抽出・分析及び協議会への報告に関する事。
- ② 課題解決のための調査研究に関する事。
- ③ 地域課題に対する取り組みや研修会の実施に関する事。
- ④ 地域課題の対応策の検討に関する事。

また、運営会議から与えられた課題や専門部会等で把握した課題について、期限を決めて計画的に調査・協議を重ね、運営会議や本会議にその結果を報告（提案）します。

情報共有や単なる議論の場で無いことを意識して運営します。

(3) 専門部会・連絡会・委員会

専門部会	障害児部会 就労支援部会 地域生活支援部会
連絡会	相談支援事業所連絡会 サービス事業所連絡会
委員会	当事者委員会 権利擁護・虐待防止委員会 差別解消支援委員会

① 障害児部会

a 審議事項

- ア 障害児等に係る地域課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関する事。
- イ 障害児等の支援の連携に関する事。
- ウ 医療的ケア児支援の関係機関による協議の場に関する事。
- エ 障害児(医療的ケア児を含む)の支援の推進に資する取り組みの実施に関する事。
- オ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する事。

b 構成員（令和6年度の例）

所 属	役 職	摘 要
南砺市総合政策部こども家庭センター	副主幹	部会長
わらび学園	児童指導員	
放課後等デイサービスステップハウスステップ 福光店	施設長	

砺波厚生センター保健予防課地域保健班	保健師	
富山県立となみ総合支援学校	教諭	
富山県立となみ東支援学校	特別支援教育コーディネーター	
富山県立砺波学園	保育士	
砺波市福祉市民部健康センター	主査	
南砺市地域包括医療ケア部健康課	保健師	
南砺市訪問看護ステーション	作業療法士	
砺波市福祉市民部社会福祉課	社会福祉士	
砺波市教育委員会こども家庭センター	社会福祉士	
小矢部市民生部こども家庭課	主任	
南砺市地域包括医療ケア部福祉課	主事	
障がい者サポートセンターきらり	主任相談支援専門員	庶務

c 開催

部会で話し合い、課題に応じて、毎月または2月に1回の定期的に行われます。

② 就労支援部会

a 審議事項

- ア 障害者等の就労に係る地域課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関すること。
- イ 障害者等の就労の支援の連携に関すること。
- ウ 障害者の就労推進に資する取り組みの実施に関すること。
- エ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

b 構成員（令和6年度の例）

所 属	役 職	摘要
ワークハウスとなみ野	サービス管理責任者	部会長
手をつなぐとなみ野砺波事業所福祉作業所庄川	サービス管理責任者	
砺波公共職業安定所	上席職業指導官	
砺波障害者就業・生活支援センター	主任就業支援ワーカー	
富山県立となみ総合支援学校	進路指導主事	
マーシ園八乙女	主任職業指導員	
トライ工房	目標工賃達成指導員	
リハスワーク砺波	サービス管理責任者	
小矢部市社会福祉課	主任 保健師	
地域活動支援センターとなみ野	相談支援専門員	庶務

c 開催

部会で話し合い、課題に応じて、毎月または2月に1回の定期的に行われます。

③ 地域生活支援部会

a 審議事項

- ア 障害者等の地域生活に係る課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関すること。
- イ 障害者等の地域生活の支援の連携に関すること。
- ウ 障害者の地域生活の支援に資する取り組みの実施に関すること。
- エ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

b 構成員（令和6年度の例）

所 属	役 職	摘要
宿泊型自立訓練事業所あすみる	サービス管理責任者	部会長
砺波厚生センター保健予防課地域保健班	保健師	
富山県立砺波学園	主任	
国立病院機構北陸病院	医療社会事業専門員	
多機能型事業所溪明園めるへん	サービス管理責任者	
たびだちの会グループホーム	生活支援員	
福祉作業所あけぼの第二	サービス管理責任者	
多機能型事業所花椿かがやき	サービス管理責任者	
マーシ園八乙女	サービス管理責任者	
南砺市地域包括医療ケア部福祉課	主任	
相談支援センターあい	主任相談支援専門員	庶務

c 開催

部会で話し合い、課題に応じて、毎月または2月に1回の定期的で開催します。

④ 相談支援事業所連絡会

a 審議事項

- ア 相談支援事業におけるニーズから見える地域課題や対応の現状の収集に関すること。
- イ 地域課題解決のための調査研究及び対応策に関すること。
- ウ 困難事例の検討に関すること。
- エ 相談支援専門員の資質向上に関すること。
- オ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

b 構成員

参加を希望した相談支援事業所（毎年、参加を確認）

c 開催

- ア 精神科病院と相談支援事業所等との連絡会（年1回）
- イ 個別ケア検討会集合型（年3回）

ウ 会議（適宜）

エ 研修（適宜）

⑤ サービス事業所連絡会

a 審議事項

ア 障害福祉サービスの提供に関する活動内容の共有や課題把握に関すること。

イ 現場職員等の資質向上に関すること。

ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

b 構成員

参加を希望したサービス事業所（毎年、参加を確認）

c 開催

ア 会議（適宜）

イ 研修（適宜）

⑥ 当事者委員会

a 審議事項

ア 砺波地域で生活する障害者等の意向等の把握に関すること。

イ 当事者の意見等を発表する場に関すること。

ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

b 委員（令和6年度の例）

所 属	役 職	摘要
障がい者サポートセンターきらり	相談支援専門員	
砺波圏域障害者基幹相談支援センター	相談支援専門員	
砺波市福祉市民部社会福祉課	副主幹／係長	
相談支援センターあい	主任相談支援専門員	
地域活動支援センターとなみ野	相談支援専門員	
地域活動支援センターひまわり	相談支援専門員	庶務
わくわく小矢部相談支援事業所	主任相談支援専門員	庶務

c 開催

委員会で話し合い、課題に応じて、毎月または2月に1回の定期的に行います。

⑦ 権利擁護・虐待防止委員会

a 審議事項

ア 砺波地域の権利擁護や虐待に関する情報の共有に関すること。

イ 砺波地域の権利擁護や虐待に関する地域課題の把握に関すること。

ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

b 委員（令和6年度の例）

所 属	役 職	摘要
砺波市福祉市民部社会福祉課	主査	
小矢部市民生部社会福祉課	主任	議長
南砺市地域包括医療ケア部福祉課	副主幹	
NPO法人となみ野後見福祉会	理事	
(福)砺波市社会福祉協議会地域福祉課	主査	
(福)小矢部市社会福祉協議会総務地域課総務地域係	主任	
(福)南砺市社会福祉協議会地域福祉課福祉サービス係	主任	
地域活動支援センターとなみ野	主任／相談支援専門員	
地域活動支援センターひまわり	相談支援専門員	
NPO法人わくわく小矢部	副理事長	
相談支援センターあい	副主幹／相談支援専門員	
障がい者サポートセンターきらり	主任相談支援専門員	
砺波圏域障害者基幹相談支援センター	相談支援専門員	庶務

c 開催

砺波圏域内における障害児者の権利侵害及び障害者虐待等の前年度実態把握、個別ケース検討会、障害福祉施設従事者等の権利擁護・虐待防止に関する研修会の概ね3回とします。

⑧ 障害者差別解消支援委員会

a 審議事項

障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」として設置します。必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行います。

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に資する相談事例の共有や取組に関すること。

イ 当事者の障害を理由とする差別の解消の推進に関する意見等を発表する場に関すること。

ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

b 委員（令和6年度の例）

所 属	役 職	摘要
富山福祉短期大学	教 授	
富山県砺波厚生センター保健予防課地域保健班	班長	
小矢部市教育委員会教育総務課	課長補佐	
富山地方法務局砺波支局	支局長補佐	
砺波人権擁護委員協議会	会 長	
砺波労働基準監督署	監督・安衛課長	

ハローワーク砺波	統括職業指導官	
(福)南砺市社会福祉協議会地域福祉課福祉サービス係	主任	
砺波市福祉市民部地域包括支援センター	社会福祉士	
砺波市手をつなぐ育成会	会 長	
砺波地域障害者自立支援協議会当事者委員会	代 表	
	代 表	
	代 表	
地域活動支援センターとなみ野	相談支援専門員	
砺波圏域障害者基幹相談支援センター	相談支援専門員	
砺波市福祉市民部社会福祉課	係 長	
小矢部市民生部社会福祉課	課長補佐	庶務(3市持ち回り)
南砺市地域包括医療ケア部福祉課	係 長	

c 開催

年1回を原則とします。

(4) 報告

① 開催報告

部会・連絡会・委員会の開催後、速やかに定められた様式「部会・委員会・連絡会開催報告書」で開催日時、開催場所、参加者、協議事項・実施事項、協議内容・実施内容を記載し、基幹相談支援センターを経由して運営会議の構成員へ提出します。

② 実績報告

年度終了後、定められた様式「活動実績報告書」に構成員、活動対象・地域課題、活動事項、活動内容、把握した地域課題を記載し、指示された期日までに基幹相談支援センターを経由して、本会議へ提出します。

③ 活動計画

年度初めに、定められた様式「活動計画報告書」に構成員、取り組む地域課題、活動事項、活動内容(予定)を記載し、指示された期日までに基幹相談支援センターを経由して本会議へ提出します。

(5) 部会長、庶務等

専門部会等	部会長等	庶 務
障害児部会	部会内で互選	相談支援事業所
就労支援部会	部会内で互選	相談支援事業所
地域生活支援部会	部会内で互選	相談支援事業所
相談支援事業所連絡会	—	基幹相談支援センター
サービス事業所連絡会	—	基幹相談支援センター

当事者委員会	－	相談支援事業所（2事業所）
権利擁護・虐待防止委員会	3市で毎年持ち回り（事務局市、差別解消担当市以外）	基幹相談支援センター
障害者差別解消支援委員会	－	3市で毎年持ち回り

① 部会長担当割

年度	障害児部会	就労支援部会	地域生活支援部会
R4	砺波学園	手をつなぐとなみ野	溪明園めるへん
R5	わらび学園	ワークハウスとなみ野	緑心会（あすみる）
R6	南砺市（こども家庭センター）	ワークハウスとなみ野	緑心会（あすみる）
R7	砺波市（こども家庭センター）		花椿
R8	小矢部市（こども家庭課）		花椿
R9	サービス事業所		手をつなぐとなみ野
R10	砺波学園		手をつなぐとなみ野
R11	わらび学園		マーシ園
R12			マーシ園
R13			たびだちの会
R14			たびだちの会
R15			溪明園
R16			溪明園

② 相談支援事業所 庶務担当割（令和4年2月3日 作成）

年度	就労支援	地域生活	障害児	当事者	当事者
R1	きらり	となみ野	あい	ひまわり	わくわく
R2					
R3			わくわく	となみ野	あい
R4					
R5	ひまわり	きらり			
R6	となみ野	あい	きらり	わくわく	ひまわり
R7					
R8	わくわく	ひまわり	あい	きらり	となみ野
R9					
R10	きらり	となみ野	ひまわり	あい	わくわく
R11					
R12	あい	わくわく	となみ野	ひまわり	きらり
R13					

③ 3市 担当割

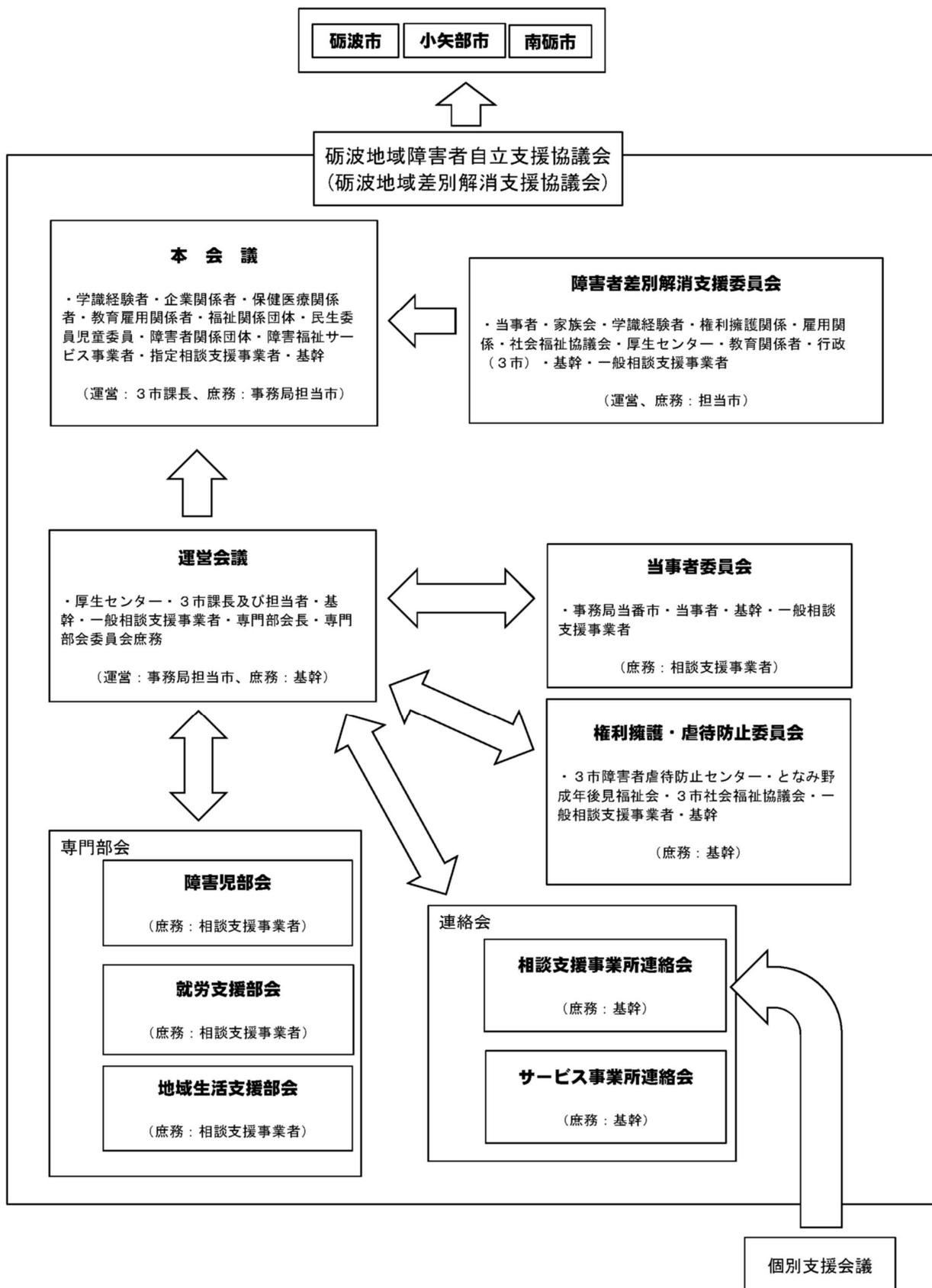
年度	差別解消委員会庶務	就労支援部会参加	地域生活支援部会参加	障害児部会参加	当事者委員会参加	権利擁護・虐待防止委員会参加
R2	南砺市	小矢部市	南砺市	3市		3市
R3	砺波市	砺波市	小矢部市	3市		3市
R4	小矢部市	砺波市	小矢部市	3市	南砺市	3市
R5	南砺市	小矢部市	南砺市	3市	砺波市	3市
R6	小矢部市	小矢部市	南砺市	3市	砺波市	3市
R7	砺波市				小矢部市	
R8	南砺市				小矢部市	
R9	小矢部市				南砺市	
R10	砺波市				南砺市	
R11	南砺市				砺波市	
R12	小矢部市				砺波市	
R13	砺波市				小矢部市	

(6) 部会員等任命（任期R5.4.1～R7.3.31）

専門部会等	任命者	任命事務 (部会員等確認、任命書作成・交付)
障害児部会	協議会長	基幹相談支援センター
就労支援部会		
地域生活支援部会		
当事者委員会		
権利擁護・虐待防止委員会		
障害者差別解消支援委員会		事務局担当市

4 ネットワーク体制

令和6年度砺波地域障害者自立支援協議会ネットワーク体制



砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱

(設 置)

第1条 砺波市、小矢部市及び南砺市（以下、「砺波地域」という。）の障害児者及びその家族（以下「障害者等」という。）の支援に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、砺波地域における良好な支援体制の整備を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者等の支援体制における地域課題の把握及び解決策の検討に関すること。
- (2) 障害者等の支援における困難事例への対応に関すること。
- (3) 関係機関の連絡調整及び連携等のネットワークの構築に関すること。
- (4) 関係機関や支援者の研修の企画及び運営に関すること。
- (5) 委託相談支援事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (6) 障害者の権利擁護に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (8) 砺波地域生活支援拠点等整備事業の運用状況の検証及び検討に関すること。
- (9) その他砺波地域及び協議会が必要と認めた事項に関すること。

(委 員)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから関係市の協議により選任する。

- (1) 障害福祉に関する相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 障害者関係団体
- (7) 学識経験者
- (8) 民生委員児童委員
- (9) 福祉関係団体
- (10) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を副会長にて代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後最初の協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(運営会議)

第7条 協議会の円滑な運営のため、運営会議を置く。

2 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 地域課題とその対応に関すること。

(2) 専門部会等の調整に関すること。

(3) 福祉を起点とする精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の協議に関すること。

(4) 協議会全体の活動を評価し、そのあり方を検討し、運営体制の改善を調整すること。

3 運営会議は、関係市担当課長及び職員、管轄厚生センター担当課長、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター、第8条に規定する専門部会等の部会長等及び庶務を担当する委託相談支援事業者で組織する。

(専門部会等)

第8条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会、委員会、連絡会（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

2 専門部会等は、会長が必要と認める者をもって組織する。

3 専門部会等に部会長などの部会等を代表する者（以下「部会長等」という。）を置き、当該専門部会等に属する部会員等の互選によってこれを定める。

4 専門部会等は、部会長等が招集し、その議長となる。

5 専門部会等は、関係機関等の出席を求め必要に応じて意見を聞くことができる。

(協力依頼)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料または情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(報 告)

第10条 協議会は、把握した砺波地域の課題及び協議した対策案等を砺波地域の市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第11条 協議会の委員及び協議会に出席した者は、正当な理由なく、協議会へ参画したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、また、同様とする。

(庶 務)

第12条 協議会の庶務は、砺波地域及び砺波地域が委託する相談支援事業者並びに基幹相談支援センターにおいて処理する。

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員の報酬及び費用弁償は、支給しない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年10月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に就任する委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成28年12月22日)

(施行期日)

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月30日)

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月1日)

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月9日)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

砺波地域障害者自立支援協議会専門部会等設置要綱

(設置目的)

第1条 砺波市、小矢部市及び南砺市（以下「砺波地域」という。）は、砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第8条の規定に基づき、専門部会、委員会、連絡会（以下「専門部会等」という。）を次条に掲げるとおり砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に置く。

(専門部会等の所掌事項)

第2条 専門部会等は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域課題の抽出・分析及び協議会への報告に関する事。
- (2) 課題解決のための調査研究に関する事。
- (3) 地域課題に対する取り組みや研修会の実施に関する事。
- (4) 地域課題の対応策の検討に関する事。

(設置する専門部会等及び審議する事項)

第3条 設置する専門部会等及び審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 障害児部会

- ア 障害児等に係る地域課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関する事。
- イ 障害児等の支援の連携に関する事。
- ウ 医療的ケア児支援の関係機関による協議の場に関する事。
- エ 障害児(医療的ケア児を含む)の支援の推進に資する取り組みの実施に関する事。
- オ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する事。

(2) 就労支援部会

- ア 障害者等の就労に係る地域課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関する事。
- イ 障害者等の就労の支援の連携に関する事。
- ウ 障害者の就労推進に資する取り組みの実施に関する事。
- エ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する事。

(3) 地域生活支援部会

- ア 障害者等の地域生活に係る課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関する事。
- イ 障害者等の地域生活の支援の連携に関する事。
- ウ 障害者の地域生活の支援に資する取り組みの実施に関する事。
- エ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する事。

(4) 相談支援事業所連絡会

- ア 相談支援事業におけるニーズから見える地域課題や対応の現状の収集に関する事。
- イ 地域課題解決のための調査研究及び対応策に関する事。
- ウ 困難事例の検討に関する事。
- エ 相談支援専門員の資質向上に関する事。
- オ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する事。

(5) サービス事業所連絡会

- ア 障害福祉サービスの提供に関する活動内容の共有や課題把握に関する事。
- イ 現場職員等の資質向上に関する事。

ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(6) 当事者委員会

ア 砺波地域で生活する障害者等の意向等の把握に関すること。

イ 当事者の意見等を発表する場に関すること。

ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(7) 権利擁護・虐待防止委員会

ア 砺波地域の権利擁護や虐待に関する情報の共有に関すること。

イ 砺波地域の権利擁護や虐待に関する地域課題の把握に関すること。

ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(8) 障害者差別解消支援委員会

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に資する相談事例の共有や取組に関すること。

イ 当事者の障害を理由とする差別の解消の推進に関する意見等を発表する場に関すること。

ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(専門部会等の委員)

第4条 専門部会等に属すべき委員（以下「部会員等」という。）は、協議会の会長が任命する。

(部会員等の任期)

第5条 部会員等の任期は、当該部会員等の指名の日から設置要綱第4条（委員の任期）の規定による協議会の委員の任期満了日までとする。

2 部会員等が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等及び副部会長等)

第6条 専門部会等に部会長、委員長（以下「部会長等」という。）及び副部会長、副委員長（以下「副部会長等」という。）を置く。

2 部会長等及び副部会長等は、次項で規定する方法により、部会員等のうちから選出することを基本とする。

3 部会長等は、部会員等の互選によりこれを定める。

4 副部会長等は、部会委員等のうちから部会長等が指名する。

5 部会長等は、専門部会等を代表し、会務を総理する。

6 副部会長等は、部会長等を補佐し、部会長等に事故があるとき又は部会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会等会議)

第7条 専門部会等の会議は、部会長等が招集し、その議長となる。

2 専門部会等は、必要があると認めるときは、専門部会等の会議に関係者を出席させることができる。

3 専門部会等の活動内容は、協議会へ報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 部会員等及び専門部会等に出席した者は、正当な理由なく、専門部会等へ参加したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。部会員等を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 専門部会等の庶務は、砺波地域及び砺波地域が委託する相談支援事業者並びに基幹相談支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会等の運営に関し必要な事項は、専門部会等で協議の上定める。

附 則（令和2年6月30日）

（施行期日）

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年4月9日）

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

部会・委員会・連絡会開催報告書

開催回	令和	年度	記録者	所属		
	第	回		氏名		
組織名	部会・委員会・連絡会					
開催日時	令和	年	月	日 ()	時	分
開催場所						
参加者 ※姓(所属)	代表				庶務	
協議事項 実施事項 ※No. 事項	(No.を付けて協議または実施した事項を箇条書きに記載する。)					
協議内容 実施内容	(協議事項・実施事項ごとに協議または実施した内容を記載する。)					
次回予定	日時	令和	年	月	日 ()	時
	場所					

令和 年度 活動実績報告書

組 織 名	部会・委員会・連絡会		
構 成 員	代表		庶務
※姓(所属)			
活動対象 地域課題	(活動の対象とした地域課題を記載する。)		
活動事項 ※No. 事項	(No.を付けて協議または実施した事項を箇条書きに記載する。)		
活動内容 (結果) ※No. 内容	(活動事項ごとに協議または実施した内容及び結果を記載する。)		
把握した 地域課題	(活動の結果、把握した地域課題を記載する。)		
備 考			

令和 年度 活動計画報告書

組 織 名	部会・委員会・連絡会		
構 成 員	代表		庶務
※姓(所属)			
取り組む 地域課題	(活動事項の元となる地域課題を記載する。)		
活動事項 ※No. 事項	(No.を付けて協議または実施する事項を箇条書きに記載する。)		
活動内容 (予定) ※No. 内容	(活動事項ごとに協議または実施を予定する活動内容を記載する。)		
備 考			